

平成29年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：病院事業に係る財務事務の執行及び管理の状況について【結果分】

部局等名 市立病院

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
41	<p><b>3 組織・運営</b></p> <p><b>(3) 倫理規程に基づく届出もれ</b></p> <p><b>【現状の問題点】</b></p> <p>利害関係者から講師謝金を受領しながら、倫理規程に基づく事前届出のない職員が検出された。利害関係者との間における禁止行為等を定めた盛岡市市立病院企業職員倫理規程第4条第1項第5号の規定に反している。</p> <p><b>【解決の方向性】</b></p> <p>倫理規程に基づく事前届出の周知徹底を図るとともに、定期的に、製薬メーカーの情報開示資料をもとにサンプル調査を実施する等、届出のもれがないか確かめる。</p>	<p>職員に対して、倫理規定に基づく事前届出の必要性などについて周知徹底を図るとともに、届出もれをなくすため、定期的な調査等の具体的な方策を検討してまいります。</p> <p>(総務課)</p>	<p><b>○措置済</b></p> <p>職員に対して、平成30年10月1日付けで「盛岡市市立病院企業職員倫理規程に基づく届出書の提出について」の通知を行い、事前届出の必要性などについて周知徹底を図りました。今後につきましても、年度始めや職員採用時の研修等により周知を行うとともに、届出もれのないようサンプル調査を実施してまいります。</p> <p>(総務課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成29年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく取組状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：病院事業に係る財務事務の執行及び管理の状況について【結果分】

部局等名 市立病院

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
48	<p><b>4 契約</b></p> <p><b>(3) 合理的理由を欠いた随意契約（電力調達）</b></p> <p><b>【現状の問題点】</b></p> <p>市立病院における電力調達を随意契約とする理由が明らかではない。</p> <p>市立病院に係る電力調達は従来より特定者に限定されていないため、電力調達を随意契約とする合理的根拠は希薄である。</p> <p><b>【解決の方向性】</b></p> <p>随意契約とする合理的根拠がなければ、公平性・競争性を確保した契約方法に見直す。</p>	<p>災害時の対応も含めて、安定的な電力供給の確保に係る可能性を確認しながら、公平性・競争性及び経済性を確保した契約方法を検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(総務課)</p>	<p><b>○措置済</b></p> <p>公募型プロポーザル方式により電力供給事業者の選定を行うこととし、新たな事業者による平成30年度内の電力供給開始を目指し、取組を進めております。</p> <p style="text-align: right;">(総務課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成29年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：病院事業に係る財務事務の執行及び管理の状況について【結果分】

部局等名 市立病院

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
58	<p><b>5 会計</b></p> <p><b>(2) 退職給付引当金の会計処理誤り</b></p> <p><b>【現状の問題点】</b></p> <p>平成28年度末において、退職給付引当金の計上不足額67,618千円が生じている。</p> <p>また、人事交流職員に係る退職手当の他会計間の精算処理を各年度中に行っていないため、退職給付費用の年度所属誤り（33,022千円の過大計上）が発生している。</p> <p><b>【解決の方向性】</b></p> <p>毎事業年度末における退職手当の要支給額を計上し、退職給付引当金の計上不足を解消する。</p> <p>また、人事交流職員に係る退職手当の他会計間の精算対象は当年度の退職者に係るものであるから、当年度において、他会計に対する未収金（他会計からの入金額）または未払金（他会計への支出額）を計上する。</p>	<p>退職給付引当金については、今後は不足が生じないよう適切に計上いたします。また、人事交流職員に関する会計間の退職給付金に係る精算は、平成29年度から当該年度内に行うこととしております。</p> <p style="text-align: right;">（総務課）</p>	<p><b>○措置済</b></p> <p>会計間の退職給付金精算を含め、平成29年度分から適切に処理しております。</p> <p style="text-align: right;">（総務課）</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成29年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：病院事業に係る財務事務の執行及び管理の状況について【意見分】

部局等名 市立病院

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
16	<p><b>1 新改革プラン</b></p> <p><b>(1) 再編・ネットワーク化の検討不足</b></p> <p>【現状の問題点】</p> <p>盛岡医療圏内病院の医療機能によると、市立病院の医療機能の多くが、他の病院と重複しているため、近接する民間病院等との機能の重複、競合の課題を有していると考えられる。市立病院が新ガイドラインの示す「病院機能の再編成」の視点で十分に検討しているといえるか疑問である。</p> <p>【解決の方向性】</p> <p>急性期病床の過剰と回復期病床の不足が予測される盛岡構想区域の環境下において、回復期病床への転換の代替性評価を行う。</p>	<p>当院が運営する地域包括ケア病棟は、地域医療構想の中では「急性期」と「回復期」の双方を担う病床と位置づけられており、急性期病床の過剰と回復期病床の不足が予測される盛岡構想区域にあつては他の医療機関との重複、競合はなく、構想区域が目指す方向性に合致したものと考えております。</p> <p>今後の盛岡構想区域の中で協議を行いながら、病床のあり方について検討します。</p> <p style="text-align: right;">(総務課)</p>	<p><b>○措置済</b></p> <p>当院が運営する地域包括ケア病棟は、地域医療構想の中では「急性期」と「回復期」の双方を担う病床と位置づけられており、急性期病床の過剰と回復期病床の不足が予測される盛岡構想区域にあつては他の医療機関との重複、競合はなく、構想区域が目指す方向性に合致したものと考えております。</p> <p>病床のあり方については、今後の盛岡構想区域地域医療構想調整会議の場で協議してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(総務課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成29年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：病院事業に係る財務事務の執行及び管理の状況について【意見分】

部局等名 市立病院

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
31	<p><b>2 一般会計負担</b></p> <p><b>(3) 受益者負担軽減の一般会計負担への転嫁</b></p> <p><b>【現状の問題点】</b></p> <p>市立保育所と比較し、院内保育所の利用者負担を過度に軽減するのは、受益者負担軽減を一般会計負担に転嫁するものと認められ、一般会計負担として適切とは言えない。</p> <p><b>【解決の方向性】</b></p> <p>市立保育所の利用者負担額と比較し、一般会計負担の算定基礎とする受益者負担の妥当性を検討する。</p> <p>院内保育所の受益者負担の水準が市立保育所より小さい場合に発生する差額は、病院事業収益で賄う人材確保経費と整理することが考えられる。</p>	<p>院内保育所は、就労環境の向上や医療従事者の確保の観点から設置しているところであり、適切な保育料や一般会計の負担のあり方について、他の公立病院等の状況も参考にしながら検討してまいります。</p> <p>(総務課)</p>	<p><b>○措置済</b></p> <p>東北6県の主な公立病院に照会し比較したところ、当院の院内保育所の利用者負担額は低くはなく、過度に軽減しているとはいえませんでした。</p> <p>院内保育所は、就労環境の向上や医療従事者の確保の観点から設置しているところであり、経費節減に努めるよう指導しながら、一般会計負担の軽減に努めてまいります。</p> <p>(総務課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成29年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：病院事業に係る財務事務の執行及び管理の状況について【意見分】

部局等名 市立病院

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
38	<p><b>3 組織・運営</b></p> <p><b>(1) 企業の経営状況を考慮しない手当支給</b></p> <p>【現状の問題点】</p> <p>赤字決算が継続している市立病院の厳しい経営状況を鑑みれば、期末・勤勉手当に係る現行の決定方法が「企業の経営状況」を考慮したものといえるか疑問であり、地方公営企業法第38条第3項や条例の趣旨に反したものと考えられる。</p> <p>【解決の方向性】</p> <p>条例の規定と整合するよう、期末・勤勉手当の支給額決定を企業の経営状況を考慮した方法への見直しを検討する。</p>	<p>期末・勤勉手当の支給額決定については、法、条例に基づき行っておりますが、意見を参考にして今後も対応してまいります。</p> <p>(総務課)</p>	<p><b>○措置済</b></p> <p>東北6県の主な公立病院に照会したところ、期末・勤勉手当の支給額算定の際に経営状況を考慮している病院はありませんでした。</p> <p>地方公営企業法の全部適用を受けているとはいえ、市長部局との人事交流もあることから、今後とも市職員として市長部局に倣い、期末・勤勉手当の支給額を算定してまいります。</p> <p>(総務課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成29年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第6項）

テーマ：病院事業に係る財務事務の執行及び管理の状況について【意見分】

部局等名 市立病院

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
52	<p><b>4 契約</b></p> <p><b>(6) 契約交渉手続の不備</b></p> <p>【現状の問題点】</p> <p>覚書締結に向けた協議が長引いた原因は借地予定事業者の契約履行能力に係る問題を示唆するものと認められるが、市立病院にて、当該借地予定事業者との協議継続が適切と判断した理由が明らかではない。覚書締結までの協議が長引いた原因にやむを得ない事情があったといえるか疑問であり、契約交渉手続上の不備と認められる。</p> <p>【解決の方向性】</p> <p>公募型プロポーザル方式では、優先交渉権者との契約交渉が困難となった場合、次順位者との交渉が可能であることを踏まえ、優先交渉権者との長期にわたる協議継続には慎重な判断を要する点に留意する。</p>	<p>今後、公募型プロポーザル方式を実施する際には、意見を参考に対応してまいります。</p> <p>(総務課)</p>	<p><b>○措置済</b></p> <p>今後、公募型プロポーザル方式を実施する際には、意見を参考に対応してまいります。</p> <p>(総務課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成29年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：病院事業に係る財務事務の執行及び管理の状況について【意見分】

部局等名 市立病院

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
60	<p><b>5 会計</b></p> <p><b>(4) 医業収益に含まれる一般会計負担</b></p> <p><b>【現状の問題点】</b></p> <p>勘定科目表上、一般会計負担金を示唆する項目が医業収益に明示されておらず、医業外収益に「他会計補助金」や「負担金交付金」が示されていることから、一般会計負担金を医業収益に計上するのが適切といえるか疑問である。</p> <p><b>【解決の方向性】</b></p> <p>医業収益は病院事業に係る経営分析に重要な影響を及ぼす点に留意し、損益計算書に表示する医業収益には一般会計負担を含めず、医業外収益として表示する。</p>	<p>当該一般会計負担金については、全国の公立病院の決算や総務省の決算統計においても医業収益に含まれているという実態に即して現行のままの計上とします。</p> <p>(総務課)</p>	<p><b>○措置済</b></p> <p>当該一般会計負担金については、全国の公立病院の決算や総務省の決算統計においても医業収益に含まれているという実態に即して現行のままの計上とします。</p> <p>(総務課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成29年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：病院事業に係る財務事務の執行及び管理の状況について【意見分】

部局等名 市立病院

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
62	<p><b>5 会計</b></p> <p><b>(5) 係争事案の注記開示もれ</b></p> <p><b>【現状の問題点】</b></p> <p>係争事案の訴状では、地位確認の請求が認められなかった場合に損害賠償請求訴訟を提起予定との意向が示されていることから、損害賠償請求ではないことのみを理由に注記開示を不要とまで判断できるか疑問である。本件借地事業の中止に伴う損害発生額は金額的重要性に乏しいと判断できる根拠がないため、明瞭性の原則に沿った注記開示の要否判断が行われていたとは認められず、係争事案の注記開示もれが懸念される。</p> <p><b>【解決の方向性】</b></p> <p>本件係争事案に係る注記開示を検討する。</p>	<p>注記開示については、監査人が根拠とした日本公認会計士協会の「後発事象に関する監査上の取扱い」に基づき判断したところ、現在の状況では開示が必要となる要件に当てはまらないものと判断しました。当該係争事案の今後の進捗に応じ開示の要否を検討してまいります。</p> <p>(総務課)</p>	<p><b>○措置済</b></p> <p>注記開示については、監査人が根拠とした日本公認会計士協会の「後発事象に関する監査上の取扱い」に基づき判断したところ、現在の状況では開示が必要となる要件に当てはまらないものと判断しました。</p> <p>なお、意見については、当該係争事案の今後の進捗に応じ対応してまいります。</p> <p>(総務課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。